野焼き（屋外燃焼行為）は禁止されています

合成樹脂
プラスチック

ゴム

木材
伐採木・木の枝等

布

油脂類
鉱物油・有機溶剤等

紙

これらを屋外で燃やしてはいけません
2年以下の懲役又は**100万円以下の罰金**が
中止命令違反に課せられます

裏面もチェック

例外的に認められている燃焼行為の例は？

- **消火訓練や災害の復旧等に必要な場合**
- **次の行為で木材及び紙を燃やす場合**

  農家が畑などで行うたき火

  家庭で行う小さなたき火

  バーベキューなどのレジャー活動

  学校行事で行う炊き出し

  どんど焼き、お焚き上げなどの宗教行事

※穴を掘ったり、容器（ドラム缶など）を使うのは禁止です

例外行為でも配慮は必要です

- **よく乾燥させましょう**
- **燃やす量に注意しましょう**
- **風向きや時間帯を考えましょう**
- **別の処分方法も考えましょう**

詳しくはこちらへ↓

【問い合わせ先】
横浜市　みどり環境局　大気・音環境課　大気相談担当
横浜市中区本町６丁目50-10　横浜市役所27階
☎045-671-2486　📠045-550-3923　✉mk-soudan@city.yokohama.lg.jp
令和６年４月作成